

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	高野町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.town.koya.wakayama.jp/kurashi/information/4208.html">https://www.town.koya.wakayama.jp/kurashi/information/4208.html</a>

執行機関名 高野町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高野町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年高野町条例第37号)に基づく事務であって次に掲げるもの(1)資格の認定の事務(2)助成金の支給事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 高野町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年高野町条例第37号)に基づく事務であって次に掲げるもの(1)資格の認定の事務(2)助成金の支給事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条	高野町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年高野町条例第37号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童に対しお寮費の一部を支給することにより、その者の健康の保持及び増進を図り、もってひとり親家庭の福祉の向上に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高野町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成7年高野町条例第37号)